

平成24年度

福島県環境審議会第2部会議事録

(平成25年1月23日)

1 日 時

平成25年1月23日(水)

午前 10時30分 開会

午後 12時00分 閉会

2 場 所

福島県庁本庁舎2階 第一特別委員会室

3 議 事

(1) 航空機騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域の指定について

(2) 福島県水環境保全基本計画の改定について

(3) 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画の改定について

(4) 福島県水環境保全基本計画、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画の改定に係る今後の進め方について

4 出席委員

石田順一郎 稲森悠平 河津賢澄 後藤忍 崎田裕子 木村光政(佐藤俊彦代理)

富樫恵久子 長林久夫 星光祥 松原正明 和田佳代子

以上11名(五十音順、敬称略)

5 欠席委員

大迫政浩 清水晶紀 高荒智子 福島哲仁

以上4名(五十音順、敬称略)

6 事務局出席職員

片寄 水・大気環境課長

大友 水・大気環境課主幹兼副課長

半澤 主任主査

清野 主任主査

ほか

7 議事内容

(1) 開会(司会) 大友 水・大気環境課主幹兼副課長

(2) 河津議長(第2部会長)から、稲森委員及び松原委員が議事録署名人として指名され、了承された。

- (3) 議事(1)について、資料1及び参考資料1～3に基づき事務局より説明が行われ、次のとおり質疑があった。その後、事務局案を第2部会の答申案として全体会に諮ることとされた。

【質疑応答】

(長林委員)

囲まれた領域内の具体的な測定値(WECPNL及びLden)はどのくらいの値になっているのか。

(事務局：半澤主任主査)

参考資料3の2ページ目に平成23年度の公表結果を記載した。表1-1がWECPNL、表1-2がLdenで評価した結果となっている。

(河津部会長)

福島空港以外の飛行場については騒音に係る苦情が無いため(地域指定に)該当しないということだったが、そうした飛行場について基準に当てはめようとした場合、対象となる飛行場はどの程度存在するのか。

(事務局：半澤主任主査)

県内には、福島空港、福島県警ヘリポート、ドクターヘリ離着陸場などがあり、ふくしまスカイパーク、個人申請の場外離着陸場等が対象となり、相当数存在する。

- (4) 議事(2)について、資料2～3及び参考資料4に基づき事務局より説明が行われ、次のとおり質疑があった。

【質疑応答】

(石田委員)

参考資料4は、従来の原子力発電所周辺のモニタリング及び震災後の総合モニタリング計画により行っているモニタリングを表していると思うが、従来から左側の原子力発電所関係の基本計画や協定等に陸水・海域(のモニタリング)も含まれていたのか。それとも、今回新たに入れたという理解でよろしいか。

もう一つ、総合モニタリングという形で国・県を挙げて対応しているが、県としてのフォローアップ体制、例えば総括して評価・解析し公開するといったプロセスはどういう風になっているのか。今回は水関係の保全基本計画ということで、その一部が入ったという理解をしているが、それ以外のものについては今後県としてどういった取扱いをしていくつもりなのか。

(事務局：片寄水・大気環境課長)

今回の事故の発生以前は、放射性物質は別体系になっており、環境サイドでは取り

扱わないことになっていた。今回の震災を受け、環境基本法が改正されるなど放射性物質も環境サイドで取り扱うということになった。現在のモニタリングが体系だっで行われていないことにはそういう背景がある。

総合モニタリング計画についても、震災後に、例えば国は発電所周辺の人が避難されている地域をやるのが精一杯ということで、国がやっていないところをお互いに協議をして、国や県が協力して積み上げてきたものであり、最初から大きな計画があつてできた計画ではない。そういう意味では、総合モニタリング計画も、県の立場から言わせると相当県民サイドに立っていないのではないかと思うところがある。特に文部科学省で総合モニタリング調査を行っているが、あまりにも関係省庁が多いため、全体の評価や取りまとめが十分なされていないのではないかという部分がある。

そういったことについては、引き続き県から国の方に申し入れを行い、全体的な評価を求めていくことになる。決して今のモニタリング計画は完成されたものではなく、今後 plan-do-see がきちんと回るような形で調整されていくものなので、今回委員の方々に出していただいた意見についても、そのような形で国につないでいくこととしたい。

(石田委員)

非常にダイレクトな言い方で、県民サイドに立っていないのではないかという話があつたが、福島県として、総合モニタリング計画に則つて得られた結果を評価していくのかどうかということはやはり大事なことと思う。

従来は放射性物質を除いていたこと、それ自体は仕方がないが、3.11以降の状況を踏まえて見れば、やはり全体的にモニタリングを評価すべき。参考資料4右側の四角で困んだものについては、水関係ということから第2部会で議論するのも知れないが、それ以外もあるので、県民の立場に立って総合的に評価してほしい。

最終的には人への被ばく線量という形での評価になると思われる。過渡的な状況であり、今すぐには決められないかと思うが、大きな方向性を持って対応いただければと思う。

(和田委員)

意見を出させていただいた資料3-2の5番について、土壌のモニタリングの追加については納得したが、理由の欄に書かせていただいたことについて。

いわきのNPOで海水浴場の空間線量率のモニタリングに参加している経験から言わせていただくと、海水浴場の場合は地上1mだけでは不足ではないか。座ったり、砂を掘ったりして遊ぶものなので、もっと地表近くの、例えば地上1cmを加えてほしい。

それから、砂浜を掘った場合、原因は不明だが、下に行くほど放射線量が高くなる傾向が出ている。水浴場のモニタリングについて、もう少しきめ細かく公表していただきたい。

(事務局：大友水・大気環境課主幹兼副課長)

水浴場のモニタリングの件だが、県でも1mだけではどうなのかということで、1cm、50cm、1mと三段階に分けて測定し、公表している。砂浜の件については、今後の検討課題とさせていただく。

(崎田委員)

参考資料4の震災後のモニタリング体制について、全体的にもっと県民サイドに立ってしっかりと取り組んでいって評価をするということで、石田委員から総合的な方向性という話があったが、今検討中の環境創造センターに期待をしている部分とこの部分は重なる話と考えるとよいのか。

(事務局：片寄水・大気環境課長)

今は、国や県にJAEAが協力する形でモニタリングを行っている。県では、原子力センターが中心となって実施しているが、大熊のセンターが使えない状況であり、測定能力が十分でないので、環境創造センターを新たに設けてモニタリング体制を充実するということが決定している。

では、総合モニタリング計画の中で国や県、JAEAがどのように棲み分けや協力をしていくのかということについてはよく決まっておらず、お答えすることができない。

県としては、先ほど申し上げたように、県民の立場に立ってきめ細やかなモニタリングを実施するための必要最低限の体制をきちんと作っていく。これが環境創造センターの役割になる。その中で、国と調整を図りながらきちんとモニタリングを実施していく。

(河津部会長)

(石田委員の意見との) 共通点としては、縦割りのことや、各自バラバラにやっていて総合的にどこで把握していくのかということ。それは私自身も感じているところである。おそらく各機関で検討されているのではと思うが、もしされていなければ是非お願いしたい。こういう意見があったと繋いでいただき、まとめていただければと思う。

(長林委員)

これで最終案になるということなので、気がついた所を申し上げるので、書き留めていただきたい。

まず6ページの理念「(1)豊かな水環境の継承」の2行目「水環境の保全を図る」。この前の部分に「水環境の保全・回復」という言葉があったことや震災の影響を考えると、ここにも「回復」と入れるべきである。

それから7ページ「(2)清らかで安全な水質の保全」の最後「また、河川や湖沼、海域において、その水域の特性に合った良好な水質…」という部分。「合った」という言葉が「良好な」に係ると、汚れた環境では汚れた環境なりの水質と言う風にとれ

るので、言葉を工夫していただきたい。

8ページ「(6) 水環境を守る調査研究の推進」について、研究機関や大学の連携についての記述があり、最後の2行に「環境教育・学習や情報収集・提供、調査研究などの総合的な拠点機能の充実」とある。これは関係機関が有機的に結合してやることであって、「拠点」が環境創造センターを意味しているのだとすると、上の文章ではまとめられないのではないか。

10ページに身近な水質の目標とあるが、この目標を見ると「河川においては「全国水生生物調査」に示されている「きれいな水」の指標生物の生息が観察できる水質を目標とします」とある。これは川の最上流の目標であり、通常里山というとコイやフナがいる。これらは汚れていないと出てこない。そうすると地域に見合った目標があってもいいのではないか。最上流の目標を下流にも適用していいのかといった誤解が生まれるように思われる。

35ページ37行目「キャンプや釣り、プレジャーボートなど水面や水辺地の利用の増加による汚濁が懸念されており、対策を一層強化する必要があります。」。具体的なプレジャーボートの対策がよくわからないので、もしあるならば、「条例や規制による対策」と入れていただいた方が分かりやすい。

(事務局：大友水・大気環境課主幹兼副課長)

修正の後、何度かやりとりさせていただいて最終的な案としたい。

(事務局：清野主任主査)

8ページの拠点機能については、56ページ30行目で「福島県環境創造センターを拠点とし、」と記載しているとおおり、環境創造センターを含めた記載にしている。

(長林委員)

そのことが8ページではわからないので、わかるようにしていただきたい。

(稲森委員)

当日配布資料の一番下に「窒素・りん除去型浄化槽設置基数の目標値」として中間目標値及び最終目標値が設定されている。また、資料3-3の48番で、会津若松市から浄化槽の維持管理費についても補助体制を作ってほしい旨記載がある。対応方針としてはこれ以上書けないのかもしれないが、それに関連した記載が資料3-4の38ページ「イ 浄化槽整備などの推進」や39ページ「エ 高度処理施設の整備の推進」にある。38ページ31行目には、「浄化槽整備事業においては、個人設置型だけでなく、市町村設置型の浄化槽設置を促進します。」と記載されている。

目標値として示されている805基という規模になると、個人設置型なのか市町村設置型なのかによって維持管理費は極めて重要になる。維持管理に対してそれなりの補助がないとなかなか普及整備が難しいということを実感しているのので、その点について考えていただきたい。

また、87ページの用語解説には「合併処理浄化槽」しか書いていないので、「高度処理浄化槽」について記載すべき。昨年4月に条例化される以前から環境基本計画の欄外に解説があるので、引っ張って来られると同時に、個人設置型浄化槽及び市町村設置型浄化槽についても用語解説に追加されるとよい。

やはり、個人設置型で浄化槽を設置して個人負担で維持管理するとなると負担が大変なので、十分配慮の上対応いただきたい。

(河津部会長)

あまり時間がないので、このことについては猪苗代湖計画の中で話していただくということにしたい。

- (5) 議事(3)について、資料4、参考資料5及び当日配布資料(猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画(中間整理案)における数値目標等)に基づき事務局より説明が行われ、次のとおり質疑があった。

【質疑応答】

(河津部会長)

先ほどの稲森委員からの要望に対する見解があれば示していただきたい。

(事務局：片寄水・大気環境課長)

窒素・りん除去型浄化槽については、条例で設置の義務付けを図るわけだが、実際問題として、きちんと維持管理を行わなければ所定の能力を確保できないことは重々承知している。地元からも維持管理について十分な助成制度を実施するよう強い要望が出ているところであり、維持管理費の補助は相当ハードルが高いが、全力を挙げてやっていきたいと考えている。

また、個人設置型と市町村設置型では管理状態が大きく異なるので、極力市町村設置型への移行を図りたいと考えているが、市町村によっては体制づくりが思うようにいっていない所もあるので、引き続き調整を図っていきたい。

(和田委員)

裏磐梯湖沼のpHの件で参考資料を付けていただいたが、猪苗代湖は昭和55年から出ているのに比べ、付けていただいた資料には平成19年からしか出ていない。裏磐梯湖沼の水質についてはpHと関係がないというように捉えているのかも知れないが、「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼」という場合は、猪苗代湖と同等に付けるべき。

(事務局：清野主任主査)

御意見を踏まえ、本編に記載する方向で考えていきたい。

(稲森委員)

資料4-4の3番に「下水道処理施設等で発生する汚泥について、堆肥原料としては200Bq/kg、セメント原料は100Bq/kg」、4番に「堆肥の利用については、400Bq/kgに照らして出荷前に安全を確認」と記載されている。

国見町の前町長に頼まれて指導したことがあるが、国見町の下水汚泥は、震災直後は20,000Bq/kg位あったが、現在は200Bq/kg以下になっている。処理場周辺の農地は3,000Bq/kgである。私は、下水汚泥を乾燥させると濃度が高くなるからやめてくれと言っている。セシウムを剥離して、そっちを高濃度に濃縮して保管すればいい。そして、セシウムが無くなった汚泥は堆肥化・資源化して処理場周辺に撒いたっていいと思っている。非常におかしいと思う。下水汚泥やバイオマスの取扱いと除染の問題、このあたりは極めて重要。本文中に書いてあるとは思いますが、改めて強調したい。

(事務局：片寄水・大気環境課長)

下水汚泥については国見町も200Bq/kgを切っている状況だが、震災後の色々な不手際、あるいは地元への説明が十分ではなかったという背景から、処理がスムーズにいけないという現状である。少しずつ良い方向に向かっているので、御意見を活用させていただきながら、せつかくの資源を県としても活用していきたい。

受入れ側に対しては、単純に基準以下だから大丈夫だというような言い方をせずに、プラスアルファの丁寧な説明をしつつ資源循環を進めていきたいと考えている。

(長林委員)

本文5ページ18行目で「…この浄化機能が低下しているものと思われ、このことが湖の水質悪化の一因と懸念されています」とあるが、「この浄化機能」とは有機性汚濁成分とりんとどちらの浄化機能を指しているのか。りんの浄化機能の低下を確認したわけではないので、pHが上昇したことによってCODが上昇したということだと思われるが、表現を検討していただきたい。

また、9ページ37～38行目に「ふん便性大腸菌による汚染の問題がないことを確認しています」とあるが、それを示す図表なども付けるべきである。

16ページ9～13行目に、自然目標として「渡り鳥、イトヨ、ミズスギゴケ、ヨシ、アサザ、エゾミソハギ等の動植物が生息する…」とあるが、「渡り鳥が生息する」という表現について検討していただきたい。ヨシについても現在様々な所に生えているので、流域全体の貴重な動植物を出された方がよい。

(後藤委員)

7ページから12ページにかけて、測定値だけのグラフ、環境基準が載っているグラフ、目標値が載っているグラフがあり、統一されていない感じがするが、その区別をしているか確認したい。もし区別していなければ、どこに向かっていけばいいのかわかりやすいので目標値を載せていただきたい。



(事務局：大友水・大気環境課主幹兼副課長)

検討させていただく。

(崎田委員)

43ページの水環境保全実践行動指針は、水環境全体の基本計画ではなく猪苗代湖計画にのみ特化した位置付けで書いているのか。また、この指針はステップ1～3と非常に丁寧に書いてある一方、中身は似たようなことがたくさん書いてある。県民の皆さんや事業者の皆さんがこれを何年くらいで実践するのかといったことが、もう少し伝わりやすい記載にした方がよいのではないかと。

また、各実施主体に分けて記載されているが、連携協働で相乗効果を上げるようなものもかなりあるのではないかとと思うので、もう少し皆さんが実践しやすいような形にさせていただくとよいのではないかと。

(河津部会長)

今の意見についても事務局の方で整理していただきたい。

(事務局：清野主任主査)

猪苗代湖・裏磐梯湖沼流域のみかということについては、そのとおり。

(6) 議事(4)について、資料5に基づき事務局より説明が行われ、了承された。

(河津部会長)

事務局から説明があったとおり、今回の意見及びパブリックコメントを踏まえた答申案を事務局の方で作成し、それについてさらに委員の方の御意見をお聞きするということになる。

その後、御意見に沿ってもう一度最終的な答申案を作成する。これについては、意見を総合的に踏まえて、私と事務局の方で調整させていただいて、私に一任していただければと思う。

(7) 閉会(司会) 大友 水・大気環境課主幹兼副課長